

## 長野県告示第597号

職場適応訓練委託要綱（昭和38年長野県告示第502号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日以後の職場適応訓練から適用します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

第2第6号中「第1条第1項第8号イ(1)から(4)」を「第1条の4第1項第7号のイの(1)から(4)」に改める。

雇用・人材育成課

## 長野県告示第598号

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日以後に公共職業訓練又は職場適応訓練を受け始めた者に係る訓練手当から適用します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

第2第3項中「同条第2項」を「同条第3項」に、「50日」を「40日」に改める。

雇用・人材育成課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人親和
- 3 代表者の氏名  
森 章 子
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市舞田497番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者、幼児に対し、充足した日常生活に必要な宅幼老所運営、地域生活支援事業、介護給付事業を行い、張りを持って快適なくらしができるよう福祉サービスを提供し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年11月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人気塾
- 3 代表者の氏名  
小 泉 連 夫
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市下室賀783番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業の経営を中心に、さまざまな活動を通して、障がいをもたれた方々の社会的自立の促進と地域の交流、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅障がい者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年11月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもサポート上田
- 3 代表者の氏名  
依 田 知 恵
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市常田2丁目26番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青年ならびにその親に対して、不登校や引きこもりに関する支援事業を行い多様で広がりのある学びや社会参加の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

### 1 申請のあった年月日

平成19年11月12日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人宮入慶之助記念館

### 3 代表者の氏名

宮 入 源太郎

### 4 主たる事務所の所在地

長野市篠ノ井西寺尾2322番地

### 5 定款に記載された目的

この法人は不特定多数のものに対して衛生学者宮入慶之助の医学分野での業績記録および関連する歴史資料の保存・公開・展示・説明等の事業を通じて、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、学術の振興、環境の保全、子供の健全育成等に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

平成20年度及び平成21年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査を次のとおり行います。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

### 1 申請者の業種区分

- (1) 製造の請負
- (2) 物品の販売
- (3) その他の契約（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）

### 2 県が調達をする物品又は役務の種類

貴金属・工芸品、教材・楽器・運動用品・娯楽用品、文具・事務用品・事務機器、家具・装飾品、薬品、機械・機器、燃料、車両・船舶類、印刷・出版・製本、繊維製品、皮革・ゴム・樹脂製品、工事用材料、その他の物品及びその他の業務（建物清掃、リース、情報関連業務等）

### 3 申請の方法

- (1) 申請書  
所定の「競争入札参加資格審査申請書」を使用してください。
- (2) 受付開始日及び資格取得日  
申請は、平成20年1月4日から受け付けます。資格取得日は、同月31日までに受け付けたものについては同年4月1日付け、同年2月1日以降に受け付けたものについては同年4月1日以降となります。
- (3) 申請書用紙の交付  
インターネットの長野県公式ホームページ（<http://www.p>

ref.nagano.jp）からダウンロードしてください。

なお、総務部管財課、最寄りの会計センター（会計センター分室を含む。ただし、東信会計センター上田分室、南信会計センター飯田分室及び中信会計センター木曾分室を除く。）、上小地方事務所、下伊那地方事務所及び木曾地方事務所においても交付します。

### (4) 申請書の提出先

総務部管財課、最寄りの会計センター（会計センター分室を含む。ただし、東信会計センター上田分室、南信会計センター飯田分室及び中信会計センター木曾分室を除く。）、上小地方事務所、下伊那地方事務所又は木曾地方事務所

### (5) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書等については、日本語で記載してください。やむを得ない理由により外国語で記載する場合には、日本語の訳文を添付してください。

イ 外国の事業者にあつては、申請書等の金額欄は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

### 4 競争入札参加資格の審査を申請することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者
- (3) (2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていない者

### 5 競争入札参加資格の審査及び確認の方法

競争入札（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）の参加資格の審査及び確認事務の取扱要領（昭和59年1月10日付け58会第107号出納長、総務部長通達）に定めるところによります。

### 6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格確認通知書により申請者に通知（郵送）します。

### 7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
資格を取得した日から平成22年3月31日までとします。
- (2) 有効期間の更新  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年12月頃に平成22年度及び平成23年度の資格審査の公告を行う予定ですので、当該公告に基づき申請してください。

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 売払いに付する財産の名称及び特質並びに数量

財産の名称及び特質	数量
電話加入権 アナログ回線(単独・事務用)	160回線
電話加入権 着信専用回線	50回線

## (2) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

## 3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2(郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合も含む。)

## ア 受付期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月13日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

## イ 受付場所

3の場所

## (3) 郵送入札の可否

郵送による入札を認めます。ただし、入札書は平成19年12月14日(金)午後5時までに管財課に到達するようにしてください。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月17日(月) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定します。ただし、同額の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

## (9) 契約書の作成の要否

必要とします。

## (10) 名義変更登録

売買取代金納入の後、買受人の責任において行ってください。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社西友	東京都豊島区東池袋3-1-1	渡邊紀征

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社西友	東京都豊島区東池袋3-1-1	エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社西友	東京都豊島区東池袋3-1-1	渡 邊 紀 征
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
株式会社パレモ	愛知県名古屋市中村区名駅3-25-9	石 田 定 正
株式会社誠美堂	埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-8	余 湖 秀 夫
株式会社モリタ	秋田県秋田市中通1-4-1	盛 田 良 次
山 岸 喜代子	長野市川中島町今里706	-
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	丸 山 朝
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 渕 恵美子
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和1-15-27	横 山 和 幸
株式会社和真	東京都中央区銀座6-4-4	根 岸 亨
株式会社ジョイ	東京都中野区鷺宮6-28-31-301	野 崎 健 二
有限会社シーポートカンパニー	長野市安茂里小市3-30-24	塚 田 浩 二
株式会社55ステーション	東京都港区赤坂7-10-20	平 尾 茂 一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社西友	東京都豊島区東池袋3-1-1	エドワード・ジェームズ・カレッジックスキー
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天地五反田町1	中 本 敏 幸
株式会社誠美堂	東京都板橋区徳丸2-23-13	余 湖 秀 夫
株式会社モリタ	秋田県秋田市中通1-4-1	盛 田 良 次
山 岸 明	長野市川中島町今里706	-
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	丸 山 朝
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 渕 恵美子
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和1-15-27	横 山 和 幸
株式会社和真	東京都中央区銀座8-9-3	根 岸 亨
株式会社ジョイ	東京都中野区鷺宮6-28-31-301	野 崎 健 二
有限会社シーポートカンパニー	長野市安茂里小市3-30-24	塚 田 浩 二

4 変更した年月日

平成17年6月30日(株式会社55ステーションの退店)  
平成17年8月2日(株式会社誠美堂の住所)

平成17年8月25日(株式会社パレモの代表者及び住所)  
平成17年10月1日(山岸喜代子から山岸明への変更)  
平成18年2月1日(株式会社和真の住所)  
平成18年3月29日(株式会社西友の代表者)  
平成19年5月1日(株式会社エス・エス・ブイの退店)

5 届出年月日

平成19年11月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年12月3日から平成20年4月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年12月3日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西友	午前9時	午後10時
株式会社エス・エス・ブイ	24時間	
株式会社パレモ	午前9時	午後10時
株式会社誠美堂		
株式会社モリタ		
山 岸 明		
エステール株式会社		
株式会社タツミヤ		

株式会社リオ横山
株式会社和真
株式会社ジョイ
有限会社シーポートカンパニー

(変更後)

小売業者名		開店時刻	閉店時刻
株式会社西友	1階の一部(範囲は添付図面のとおり)及び2階並びに3階部分	午前9時	午後10時
	1階の一部(範囲は添付図面のとおり)	24時間	
株式会社パレモ		午前9時	午後10時
株式会社誠美堂			
株式会社モリタ			
山岸 明			
エステール株式会社			
株式会社タツミヤ			
株式会社リオ横山			
株式会社和真			
株式会社ジョイ			
有限会社シーポートカンパニー			

## 4 変更年月日

平成19年5月1日

## 5 届出年月日

平成19年11月22日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年12月3日から平成20年4月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

伊那市における県営非持地区中非持換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

## 1 縦覧に供する書類

県営非持地区中非持換地区土地改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年12月4日から平成20年1月7日まで

## 3 縦覧の場所

伊那市長谷総合支所

農地整備課

## 公告

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,089.15 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	82.81
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,665.82
	土砂流出防備保安林	54.02
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,903.82
	土砂流出防備保安林	331.78
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,078.05
	土砂流出防備保安林	547.85
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,169.72
	土砂流出防備保安林	837.22
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,137.82
	土砂流出防備保安林	250.40
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,187.16
	土砂流出防備保安林	742.86
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	194.70
	土砂流出防備保安林	111.66
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	332.42
	土砂流出防備保安林	73.60
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08

諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年12月3日

長野県知事 村井 仁

- 都市計画の種類及び名称  
諏訪都市計画用途地域
- 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成19年12月3日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

- 申請人の住所氏名 駒ヶ根市赤穂4583番地1  
株式会社小平建設  
代表取締役 小平 邦一
- 指定年月日 平成19年11月3日

- 指定番号 上伊那第489号
- 指定した場所 駒ヶ根市赤穂330番123、124、125、126、127、128
- 道路の幅員 6.05メートル
- 道路の延長 87.15メートル
- 申請人の住所氏名 伊那市伊那部3880  
有限会社井口不動産  
代表取締役 井口 公德
- 指定年月日 平成19年11月16日
- 指定番号 上伊那第491号
- 指定した場所 伊那市西春近1107-1、1058-1、1059-1番地
- 道路の幅員 4.03メートル
- 道路の延長 47.25メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成19年12月3日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 申請人の住所氏名 東京都世田谷区大原1-28-10  
株式会社寿企  
代表取締役 太田垣 敏郎
- 指定年月日 平成19年11月7日
- 指定番号 松本第241号
- 指定した場所 安曇野市穂高5689-1
- 道路の幅員 5.90メートル
- 道路の延長 71.73メートル
- 申請人の住所氏名 安曇野市三郷小倉3941  
有限会社ノモト  
取締役 野本 正夫
- 指定年月日 平成19年11月15日
- 指定番号 松本第242号
- 指定した場所 安曇野市三郷明盛4571-4
- 道路の幅員 4.93メートル
- 道路の延長 83.83メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成19年12月3日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 (1) 申請人の住所氏名 下高井郡山ノ内町大字平穩3246番地2  
株式会社黒岩林産商事  
代表取締役 黒岩 作之進
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年11月14日
- (3) 指 定 番 号 北信第138号
- (4) 指 定 した 場 所 下高井郡山ノ内町大字平穩字川原4177番  
92
- (5) 道 路 の 幅 員 4.95メートル
- (6) 道 路 の 延 長 34.84メートル

建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月3日

長野県立こども病院長 宮坂 勝之

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県立こども病院中央材料室滅菌等業務委託
- (2) 役務の特質  
医療器材等の消毒、洗浄、滅菌、器材パック、ベッド洗浄等
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所  
安曇野市豊科3100  
長野県立こども病院
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 過去3年以内に150床以上の病院で院内、院外併用の同種の

業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の9の各号に掲げる基準に適合している者であること。

- (7) 緊急時の出勤要請から終日1時間以内で当該業務箇所に着着できる者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100  
長野県立こども病院 経営管理部  
電話 0263 (73) 6700 内線 3028

### 4 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年12月25日（火） 午前11時  
イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室
- (2) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月14日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (3) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (4) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (6) 契約書作成の要否  
必要とします。

- (7) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立こども病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成19年12月3日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

有限会社 新井工業 長野市川中島町御厨2293番地 8 平成19年 11月27日

事業課

## 公告

平成20年度において長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査を次のとおり行います。

平成19年12月3日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

## 1 事前研修

## (1) 実施日時

平成19年12月21日（金） 午後1時30分

## (2) 実施場所

長野市川中島町原704の2

長野県警察本部運転免許本部東北信運転免許センター（以下「東北信運転免許センター」といいます。） 本館3階第2安全教室

## (3) 受講者

運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

ア 法人の代表者又はその代理人

イ 運転免許証更新通知等送付業務の業務指導をすべき立場にある者

## (4) 申込方法

ア 申込書の用紙

東北信運転免許センターで配布する「運転免許証更新通知等送付業務事前研修申込書」を使用してください。

イ 申込書の提出期間

平成19年12月5日（水）から平成19年12月20日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとします。

ウ 申込書の提出先

東北信運転免許センター企画指導係

## 2 資格審査

## (1) 申請の方法

ア 申請書の用紙

東北信運転免許センターで配布する「運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査申請書」を使用してください。

イ 申請書の提出期間

平成19年12月21日（金）から平成20年1月17日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとします。

ウ 申請書の提出先

東北信運転免許センター企画指導係

## (2) 一般競争入札参加資格者の資格審査の方法

運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格審査実施要綱に定めるところによります。

## (3) 資格審査結果の通知

運転免許証更新通知等送付業務入札参加資格認定通知書により申請者に通知（郵送）します。

## (4) 資格の有効期間等

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとなります。引き続き入札参加資格を希望する者は、平成21年12月頃に、資格審査の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請してください。

## 3 その他

事前研修及び資格審査について不明な点は、東北信運転免許センター企画指導係（電話 026-292-2345 内線 282）に問い合わせてください。

東北信運転免許センター

正 誤

平成19年11月8日付け公告「大規模小売店舗立地法」中ページ 行（箇所）

4 右側20

誤（変更前）

正 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

産業政策課

平成19年3月30日付け長野県教育委員会訓令第9号「長野県立高等学校校務処理規程の一部改正」中

ページ 行（箇所） 誤

2 右側下から3 「教頭」を「副校長

正

「、教頭」を「、副校長

高校教育課